

児童期における 支援提供の基本姿勢

全国児童発達支援協議会

光真坊 浩史

標準プログラムにおける

獲得目標

児童期における支援提供の基本姿勢及び障害児支援の現状について理解する(90分)

内容:

- ・障害児支援を含む児童期全般の現状と動向
- ・障害児支援の基本理念と役割・機能(権利擁護、インクルージョン等を含める)
- ・児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドライン、保育所等訪問支援の手引き(概要及び求められる基本姿勢について触れる)

達成目標

児童発達支援管理責任者として、障害児支援の提供に関する基本姿勢を身につけることができる。具体的には、

- ・ 障害児支援は、社会福祉事業であり、その趣旨に従った支援を提供でき、責務を果たすことができる。
- ・ 障害児施策の動向を踏まえ、障害児支援は、子どもの権利条約に基づき、子どもの主体性を尊重した発達の保障であることを知り、個別支援計画や支援に反映させることができる。
- ・ 障害児支援は、障害者の権利条約に基づき、個々の障害や特性に応じて特別に配慮された環境設定や支援を行い、常にソーシャル・インクルージョンを意識した個別支援計画の立案と支援ができる。
- ・ 相談支援事業者及び関係機関と連携を含めて、児童発達支援管理責任者の役割を説明できる。

講義内容の項目と解説

1 障害児支援の提供における法令遵守の重要性を理解する

①児童福祉法における障害児及び障害児支援の定義

⇒ 障害児支援は法令に則った事業であることの再確認する

⇒ 「障害児」の定義は、支援の基本的姿勢を現しており、早期の診断前支援が優先されることを確認する。自事業の法的定義を確認する

②社会福祉法における社会福祉事業の定義

⇒ 障害児支援は、社会福祉法に基づく「社会福祉事業」であることを確認する

・入所支援:「第一種社会福祉事業」

・通所支援:「第二種社会福祉事業」

⇒ 「社会全体の福祉」が基本姿勢であることを再確認:開かれた事業

③将来に大きな影響を与える大切な時期に関わる重大な責任

2 障害児施策の動向を知り、視点を再確認する

- ① 障害児施策の変遷を知ることで、基本的視点を確認する
- ② 今後の動向も踏まえ、自分たちが取り組むべき方向性を確認する

3 障害児支援は権利保障であることを確認する

- ① 障害児支援は、子どもの権利及び障害者としての権利の両方の尊重
- ② 「児童の権利に関する条約」における4つの権利保障の柱
 - ⇒ 児童の権利に関する条約の基本理念を確認する
 - ⇒ 4つの権利保障の柱を確認する（「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」）
 - ⇒ 発達の権利が重視されていることを条文から確認する
 - ⇒ 障害児に関する視点を確認する
 - ⇒ 障害児も子どもであるという大前提を再確認する
- ③ 「障害者の権利に関する条約」の趣旨と障害児に関する条文
 - ⇒ 障害者の権利に関する条約の基本理念を確認する
 - ⇒ 共生社会の実現（インクルージョン）のための支援であることを確認
 - ⇒ 合理的配慮を含む環境へのアプローチであることを確認する

4 児童発達支援管理責任者の役割と責務を理解する

- ① 障害のある大人支援との違いを押さえながら、指定基準であらためて児童発達支援管理責任者の果たす役割を確認する。
- ② 相談支援専門員との意思疎通、障害者支援利用計画との連動が重要

5 ガイドラインに基づき質の高い支援を提供する必要があることを理解する

- ①障害児支援には、ガイドラインが存在し、支援の指針を明記していることを確認する。これは、保育所保育指針や教育要領などと同等のものと考え、遵守する必要があることを確認する。（今後の障害通所支援の在り方検討会報告書でガイドライン重視の方向性が示されている）
入所施設も、「障害児入所施設運営指針」が発出されている。
- ②児童発達支援ガイドラインのポイントを確認する。
 - ・基本理念や発達支援の5領域などについて確認する。
- ③放課後等デイサービスのポイントを確認する。
 - ・基本理念や役割、基本的活動などについて確認する。

都道府県研修で本講義を実施する 際に検討して欲しいこと(まとめ)

- ・ 本講義は、児童発達支援管理責任者の役割を条約や法律、基準、ガイドライン等を確認しながら、障害児支援は法令遵守であるという基本姿勢を学んでもらう総論である。
- ・ 障害児支援は、社会福祉事業であること、子どもを中心とした事業であること(子どもの主体性や権利を尊重)、障害や特性に応じて配慮された事業であることを確認し、事業者本位となっていないか自己点検する機会とする。
- ・ 内容は多いが、ポイントを整理して伝えるようにし、児童発達支援管理責任者の役割や責務が確実に理解できるように、心がける。

1 障害児支援の提供に おける法令遵守の 重要性を理解する

法令遵守(コンプライアンス)とは

「法令」とは、「法律」だけでないことに留意

法令遵守(コンプライアンス)の範囲は、法律はもちろん、法人・会社の“ルール”のほか、一般道徳で考えられている“すべきこと・してはならないもの”も含まれる。

【法 規 範】 権利条約や関係法律、条例、通知、事務連絡など
(法制度に関係する一切のものを含む)

⇒ [社会福祉法](#)、[児童福祉法](#)、[障害者基本法](#)、[最低基準・指定基準条例](#)のほか、[ガイドライン](#)、[施設運営指針](#)、手引き、検討会報告書など

【社内規範】 法人・社内のルールや業務マニュアル等の規則

【倫理規範】 職務上守らねばいけない倫理・規範や人として
守らねばいけない社会的倫理・規範など

(1) 障害児支援の提供に おける基本姿勢

ガイドライン記載の「基本的姿勢」

【出典】放課後等デイサービスガイドライン

- ・子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援 権利尊重の視点
- ・子どもの支援に相応しい職業倫理を基盤として職務に当たる 倫理的視点
- ・対象は、心身の変化の大きい小1～高等学校等までの子どもで、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解 発達・特性理解の専門的アセスメントの視点
- ・放課後等デイサービス計画(＝個別支援計画)に沿って発達支援を行う 計画に基づく専門的発達支援の視点
- ・①子どもが他者との信頼関係の形成、②友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わう、③人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じる、④友達との関わりで葛藤を調整する力や主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援する
- ・基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込む 家族支援の視点
- ・保護者が気兼ねなく相談できる場になるよう努める 非認知能力の育成、子どもの主体性尊重の視点
- ・子どもの生活、発達支援の連続性の確保のため学校での個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画の連動・連携を図る 基礎集団、他の計画との連携の視点
- ・不登校児には、関係機関と連携しつつ本人の気持ちに寄り添って支援

障害児支援に関わる者の責任

① 社会福祉事業を行う者としての責任

- ・ 社会福祉を目的とする事業のうち、[規制](#)と[助成](#)を通じて公明かつ適正な実施の確保が図られなければならないもの(社会福祉法第2条を根拠)
- ・ 支援が必要な人に生活を保障し、[援助](#)などを行って、社会全体の福祉向上をめざすこと

⇒ 「法令遵守」「社会全体の福祉」「開かれた事業所」等

② 子どもの発達に関わる責任

- ・ 大人になっていく成長・発達過程に関わる(人格形成に影響を与える)重い使命と責任を負っていること
- ・ 子どもの発達の正しい理解と支援に関する技術が必要
(適切な支援を提供できないのは“法令遵守違反”である)

児童福祉法上の定義

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

「診断前支援」(早期支援)
を可能にしている定義

② この法律で、**障害児**とは、**身体に障害**のある児童、**知的障害**のある児童、**精神に障害**のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する**発達障害児を含む**。)又は**治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病**であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

第五十六条の六

② 地方公共団体は、**人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児**が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支

「医療的ケア児」を
法的に位置づけ

児童福祉法上は、「サービス」ではなく「支援」で統一

第七条 この法律で、**児童福祉施設**とは、助産所、病院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、**障害児入所施設**、**児童発達支援センター**、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② この法律で、**障害児入所支援**とは、**障害児入所施設**に入所し、又は**指定発達支援医療機関**に入院する障害児に対して行われる**保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(以下「重症心身障害児」という。)**に対し行われる**治療**をいう。

「重症心身障害児」を法的に位置づけ

第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

③ この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。)のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定発達支援医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

④ この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

⑤ この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

⑥ この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

- ⑦ この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。
- ⑧ この法律で、障害児支援利用援助とは、第21条の5の6第1項又は第21条の5の8第1項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下「障害児支援利用計画案」という。)を作成し、第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定(次項において「通所給付決定」という。)又は第21条の5の8第2項に規定する通所給付決定の変更の決定(次項において「通所給付決定の変更の決定」という。)(以下この条及び第24条の26第1項第1号において「給付決定等」と総称する。)が行われた後に、第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等その他の者(次項において「関係者」という。)との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画(次項において「障害児支援利用計画」という。)を作成することをいう。
- ⑨ この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者(以下「通所給付決定保護者」)が、第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画(この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。)が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。
- 一 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。
 - 二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

(2) 障害のある子どもを
含む子どもの現状から
基本姿勢を理解する

子どもを取り巻く状況

◎少子高齢化の進行の一方で、障害児の増加

- ・障害者の実態調査における障害児の増加とその特徴
- ・教育分野における特別支援教育対象児の増加
- ・医療的ケア児の増加

◎子ども子育て支援施策の中における障害児の増加

- ・障害児保育対象児の増加
- ・放課後児童クラブにおける障害児の増加

◎待機問題と基盤整備（保育所、放課後学童クラブ等）

◎障害児支援の利用児の増加と基盤整備、支援の質の課題

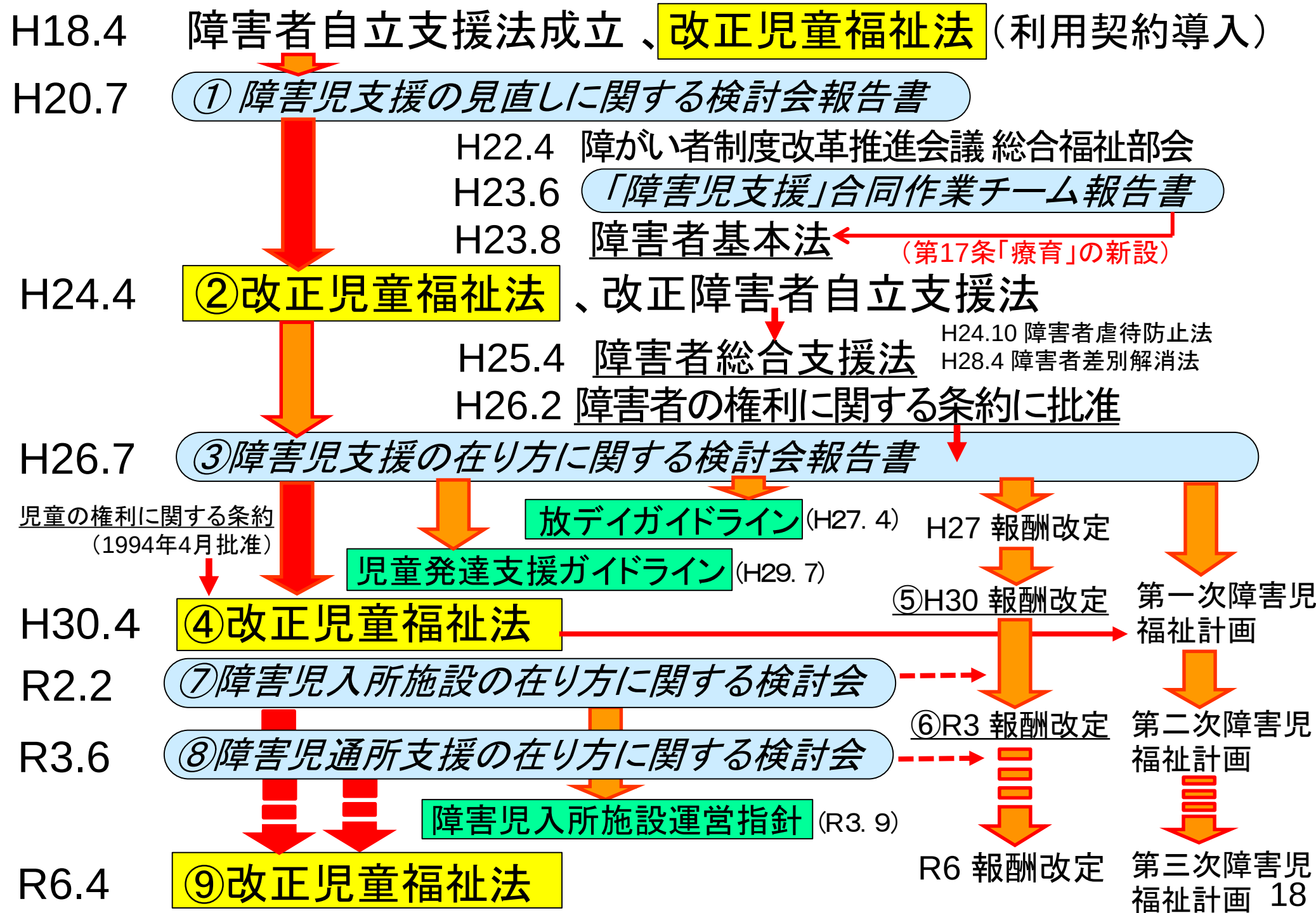
◎子ども虐待の増加と障害児虐待

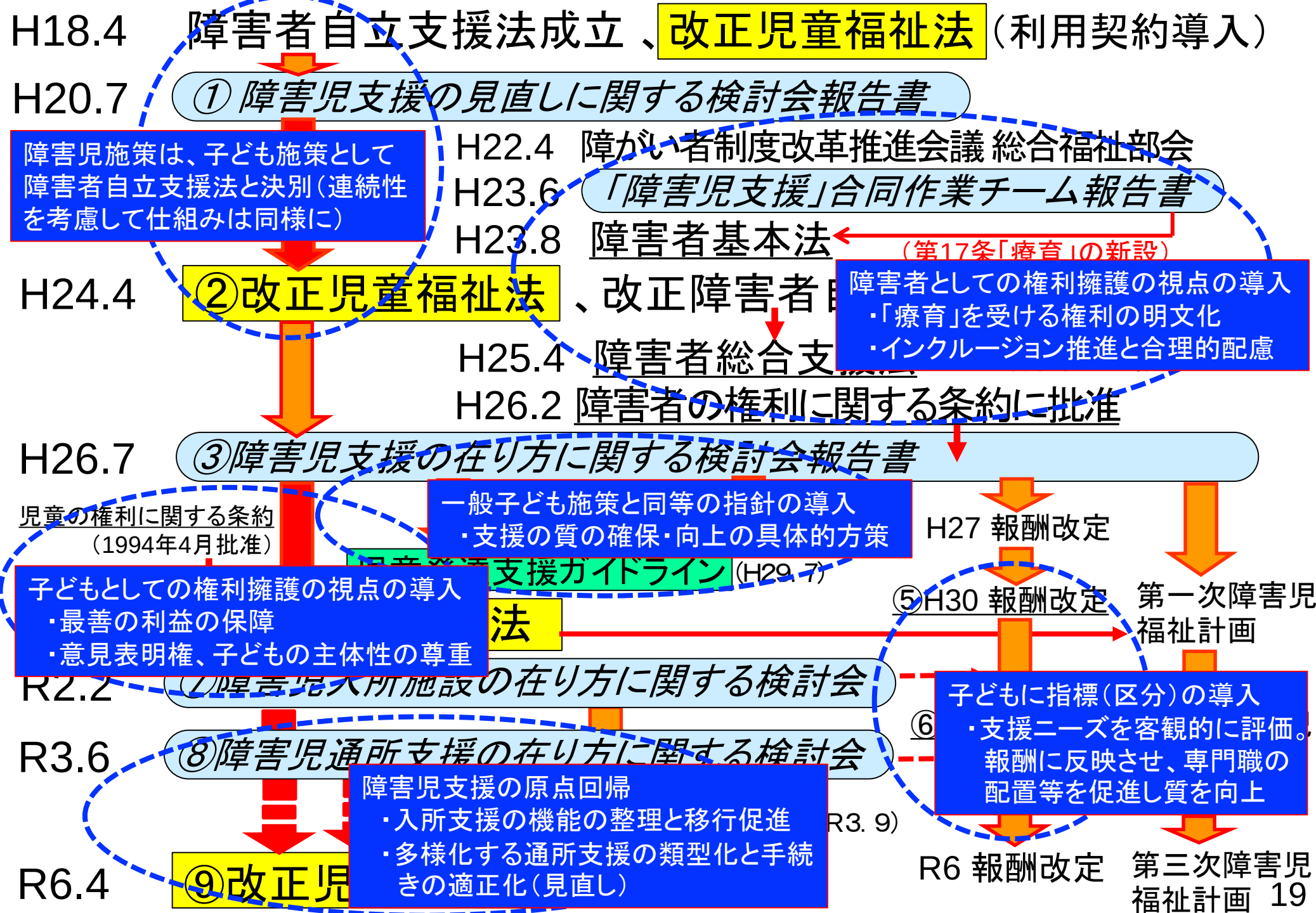
- ・子ども虐待対応件数の増加
- ・入所施設における虐待児の増加
- ・施設内虐待の増加

◎思春期の課題

- ・いじめ、不登校・引きこもり、性行動、消費者被害等の問題

2 障害児施策の動向 から、障害児支援の ポイントを理解する





①障害児支援の見直しにあたっての基本的視点

(1) 将来の自立に向けた発達支援 (H20.7)

- ・持てる能力や可能性を伸ばす支援、自立と自己実現のために育成
- ・「発達支援(本人への支援:狭義)」「家族支援」「地域支援」

(2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援

- ・0～18歳まで:状態像は多彩
- ・短期間で育ちの場も関係者も移り変わっていく
- ・途切れない一貫した支援

(3) 家族を含めたトータルな支援

- ・子どもの育ちの基礎は家族
- ・安全・安心な家庭養育(親子関係、生活環境等)の支援
- ・親の子育ての不安をなくし、子育てに自信を持てる「親育ち」支援
- ・きょうだいにも配慮:家族全体の健全化の視点

(4) 身近な地域における支援

- ・「共生社会」の実現のために、幼少期から共に共に学び、共に遊び、共に育っていくことが大切
- ・できるだけ生活に近い場所で支援を受けられるようにする視点

②H24改正児童福祉法のねらいと内容

(H24.4)

(1) 気づきからの「育ちの保障」

- ・対象の拡大(精神に障がい(発達障害含む)、難病を追加)
- ・障害者手帳及び医学的診断を必須としない「気づき」の段階からの支援
(早期支援＝診断前支援)

(2) 身近な地域の中での「育ちの保障」

- ・障害種別の一元化:事業や施設名から障害種別を撤廃
- ・実施主体の市町村への一元化(入所:児童相談所設置都道府県市区)
- ・新事業の創設(放デイ、障害児相談支援、保育所等訪問支援)

(3) 障害のない子との「育ちの保障」

- ・一般施策の中での障害児支援(保育所等訪問支援の創設)

(4) つながりのある「育ちの保障」

- ・学齢児の放課後・長期休暇支援としての放デイの位置づけの明確化
- ・障害児相談支援による総合的な支援利用計画の導入

③今後の障害児支援の在り方

(H26.7)

(1)障害者権利条約批准に合わせた基本理念

- ・地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮
- ・障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮
- ・子ども本人の最善の利益の保障
- ・家族支援の重視

(2)地域における「縦横連携」の推進

- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援(縦の連携)
- ・保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等との連携した地域支援体制の確立(横の連携)
- ・相談支援の推進
- ・情報の共有化
- ・児童相談所との連携
- ・支援者の専門性の向上等

<報告書提言の主な内容(1)>

① 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

- 児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制（各センターによる保育所等訪問支援・障害児相談支援の実施等）
- 保育所等訪問支援等の充実、入所施設への有期・有目的入所の検討
- 障害児相談支援の役割の拡充、ワンストップ対応を目指した子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携
- （自立支援）協議会の活性化、支援に関する情報の共有化を目的とした「サポートファイル」の活用
- 障害福祉計画における障害児支援の記載義務の法定化

② 「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実

- ライフステージごとの支援（乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後）
- 保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、障害児等療育支援事業等の活用
- 教育支援委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携

<報告書提言の主な内容(2)>

③ 特別に配慮された支援が必要な障害児のための医療・福祉の連携

- 福祉の専門家だけでは適切に対応できないことを念頭に置いた医療・福祉の連携、医療機関や入所施設の専門性を活用した研修の実施
- 強度行動障害支援者養成研修の推進、重症心身障害児者の地域支援のコーディネート機能を持つ中核機関の整備に向けた検討

④ 家族支援の充実

- ペアレント・トレーニングの推進、精神面のケア、ケアを一時的に代行する支援、保護者の就労のための支援、家族の活動、障害児のきょうだい支援

⑤ 個々のサービスの質のさらなる確保

- 一元化を踏まえた職員配置等の検討、放課後等デイサービス等の障害児支援に関するガイドラインの策定
- 児童養護施設等の対応を踏まえた障害児入所施設の環境改善及び措置入所を含めた障害児入所支援の在り方の検討

→ 子ども・子育て支援及び障害児支援の計画的進展のための関連部門の連携

④H30改正児童福祉法のねらいと内容

(1)「子どもの権利条約」に準拠した原理規定への変更

- ⇒子どもの権利条約に基づき、子どもを権利の「主体」とする
- ⇒子どもの意見の尊重(意見表明権)と最善の利益の優先

(2)子ども一般施策との連携の強化

- ⇒「保育所等訪問支援」の対象に、障害児も多く入所している「児童養護施設」「乳児院」を追加

(3)「医療的ケア児」の法定化と連携体制の整備

- ⇒重症心身障害を含む「医療的ケア児」を新たに児童福祉法に規定
- ⇒医療的ケア児の関連分野との連携、支援体制の整備・検討
- ⇒通所前からの専門的支援の創設(居宅訪問型児童発達支援)

(4)自治体による障害児支援の計画的整備と責任

- ⇒これまで整備が進んでいなかった障害児支援サービスについて、自治体の責任において整備する(「障害児福祉計画」策定)

児童の福祉を保障するための原理の明確化

改正前

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。

(新設)

- ★ 第1条の主語が、「国民」から「児童」へ変更
⇒ 大人の責務としての位置づけから、子ども主体の法律への転換を意味する。
- ★ 第2条で「意見の尊重」「最善の利益」を明記
⇒ 保護者の第一義的責任(育成義務)
行政は親と共同
- ★ 第3条の2で「家庭養育」「家庭的養育」を明記

改正後

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

⑤H30報酬改正のねらいと内容

(1) 経営実態調査等を反映した基本報酬の適正化

- ・放課後等デイサービスにおける「基本単位」の引き下げ
- ・放課後等デイサービスにおける「(支援)区分」の導入
- ・児童発達支援の開所時間及び学齢児受入状況による適正化

(2) 医療的ケア児、強度行動障害等への支援の充実

- ・職員配置加算の充実: 重心型以外の事業所での看護職員配置等による医療的ケア児の受入、支援度の高い児童の受入の促進

(3) アウトリーチ型支援の充実

- ・保育所等訪問支援加算の充実: 専門性の高い職員配置の促進、初回加算、家庭連携加算の創設

(4) 障害児入所施設の適切評価

- ・手厚い職員配置、専門職の配置促進
- ・H33年問題への対応: 児童施設退所に向けた移行の評価

⑥R3報酬改正のねらいと内容

(1) 医療的ケア児の判定基準見直しと柔軟対応

- ・医療的ケア児に係る判定基準(厚生科学研究結果)に見直し
- ・判定基準スコアの点数に応じた基本報酬区分の創設

(2) 職員基準の見直し

- ・専門性及び質の向上に向けて保育士・児童指導員のみの基準に

(3) 家庭支援の充実

- ・家庭支援の充実を図るため家庭連携加算に統合し使いやすく
- ・事業所内相談支援加算:個別に加えグループ支援でも算定可に

(4) 特別なケアニーズの高い児童への支援の評価

- ・児発と放デイに「個別サポート加算Ⅰ」を導入
⇒ 児発にも区分を導入、事業所ではなく個別で評価
- ・要保護・要支援児童を受け入れ、関係機関と連携して支援した場合に「個別サポート加算Ⅱ」を算定

(5) 専門職の配置を促進する専門的支援加算の導入

- ・医療的ケア児に係る判定基準(厚生科学研究結果)に見直し
- ・判定基準スコアの点数に応じた基本報酬区分の創設

(6) 極端な短時間支援(30分未満)の報酬の取り扱い

- ・専門性及び質の向上に向けて保育士・児童指導員のための基準に

(7) 入所施設の配置や加算の見直し

- ・小規模グループケアを促進するために重度支援加算との整理
- ・ソーシャルワーカーの設置の評価
- ・自活訓練は、実施時期(20歳まで)、期間、場所の柔軟化
- ・福祉型障害児入所施設で、職員配置基準を4:1に引き上げ
- ・愛着形成の支援を行う場合、全ての5歳未満を対象にした加算に
- ・小規模グループケアの推進

福祉型入所施設では、施設外のサテライト型でも可能とする

医療型入所施設では、条件を満たせば設備要件を緩和する

- ・医療型では、重度重複の基準緩和、強度行動障害加算を新設

⑦障害児入所施設の在り方検討会

(1)障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

- ①ウェルビーイングの保障、②最大限の発達の保障、
③専門性の保障、④質の保障、⑤包括的支援の保障

(2)入所機能の整理と今後の方向性

- ①発達支援機能 : 専門性の向上とケア単位の小規模化(含GH)
医療型の保育士配置促進と医ケアスコア導入
- ②自立支援機能 : 退所後の支援を行うソーシャルワーカー配置
いわゆる「過齡児」への対応
- ③社会的養護機能 : 児童相談所との連携、保育所等訪援等で児童
養護施設や乳児院への専門性の伝達、心理
的ケアを担当する専門職配置と研修の実施
- ④地域支援機能 : SWの配置、里親やファミリーホームの支援
- ⑤その他 : 運営指針の策定、都道府県と市町村の連携強
化、職員配置基準の引き上げ

「障害児入所施設運営指針」の概要

- 令和2年2月にとりまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書において「質の保障の観点より運営指針の作成及びそれに沿った運営、支援が行われる必要性がある」と提言された。
- 提言を受け、障害児入所施設の支援の質の担保・向上に資することを目的として、厚生労働省令和2年度障害者総合福祉推進事業において「障害児入所施設運営指針（案）」を作成し、令和3年9月に発出した。

構成員

座長：柏女 霊峰（淑徳大学教授）、副座長：田村 和宏（立命館大学教授）

相澤 仁（大分大学教授）、有村 大士（日本社会事業大学准教授）、石井 光子（千葉リハビリテーションセンター愛育園園長）、石橋 吉章（全国肢体不自由児者父母の会連合会副会長）、市川 宏伸（日本自閉症協会会長）、菊池 紀彦（三重大大学教授）、北川 聡子（日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会会長）、小出 隆司（全国手をつなぐ育成会連合会副会長）、小崎 慶介（全国肢体不自由児施設運営協議会会長）、水津 正紀（全国重症心身障害児（者）を守る会副会長）、濱崎 久美子（全国盲ろう難聴児施設協議会事務局長）、原口 英之（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所児童・予防精神医学研究部科研費研究員）、宮野前 健（国立病院機構南京都病院名誉院長）、米山 明（全国心身障害児福祉財団理事）

（敬称略）

第1章 総則

- 指針の作成目的や、障害児支援全般の基本理念と原理、および福祉型・医療型障害児入所施設の共通事項として、その社会的役割、支援に関する事項について記載

1. 運営指針の目的
2. 障害児支援の基本理念と原理
3. 障害児入所施設の社会的役割
4. 障害児入所施設の入所対象
5. 子どもへの養育・支援および家族支援に関する基本事項

第4章 施設運営・組織管理に関する基本事項

- 入所児や家族、地域への直接的な支援以外で、施設または組織管理・運営に関して基本となる事項を記載

○主な記載事項

1. 子どもの意見の尊重と参画
2. 組織運営における理念の明文化と周知
3. 中長期的な事業計画（ビジョン）の策定と周知
8. 施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止
15. 地域交流の実践

等

第2・3章 福祉型・医療型障害児入所施設に求められる支援内容

- 福祉型・医療型障害児入所施設で求められる入所児への直接的な養育・支援や家族・地域へのかかわり、職員への質向上に関する取り組み等を記載

1. 発達支援・自立支援機能に関する考え方
2. 地域支援・社会的養護機能に関する考え方
3. 職員の質向上等に関して行うべき取組

第5章 支援の質の向上に向けた取組の工夫

- さらなる支援の質の向上に向けて検討する意義があると思われる項目を記載

1. 小規模グループケアの設置の促進
2. 福祉型においては小規模グループケアのサテライト型の検討
3. 高機能な福祉機器、ICT機器・システム等の積極的な活用等
4. 地域の里親支援機能が十分でない場合の、フォスターリング機能への支援
5. 限りある地域資源し、様々な課題への対応できる環境の整備

⑧障害児通所支援の在り方検討会

【1】児童発達支援センターの在り方

- センターが果たすべき役割・機能が明確でない現状を踏まえ、**地域の中核的な支援機関として1幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、2地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能、3地域のインクルージョン推進の中核機能、4発達支援の入口としての相談機能を制度上明確化し、これらの発揮が促される報酬体系等としていく。**
- 平成24年改正により、身近な地域で支援を受けられるよう、従来の障害種別ごとの体系を一元化したが、センターは「福祉型」「医療型」と障害種別で通所先が分かれ身近なセンターが利用できない状況が残っていること、また、保育士等の配置が少なく「遊び」を通した発達支援が十分できない現状を踏まえ、**障害種別に関わらず身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、「福祉型」「医療型」を一元化する方向で必要な制度等を手当。**

※ 必要な専門性は、センターとして共通的に多様な専門職の配置等を進めることにより確保

【2】児童発達支援・放課後等デイサービスの 役割・機能の在り方

- 児童発達支援・放課後等デイサービスには、総合的な発達支援、特定プログラムに特化した支援等、支援内容・提供時間も様々となっており、は学習塾や習い事に類似した支援もみられる。
⇒ 次期報酬改定に向け、**発達支援の類型に応じた人員基準・報酬の在り方を検討し、支援時間の長短(親の就労対応も含む)が適切に評価されるよう検討。**(発達支援として相応しいサービス提供がなされるよう、運営基準等の見直しを検討。)
- 放課後等デイサービスについては、**専修学校・各種学校に通学する障害児も中に発達支援が必要と市町村長が特に認める場合は対象とする方向で検討。**

【参考：障害児通所支援に関する検討会報告書（放デイ部分：抜粋）】

○ その上で、現行のガイドラインの基本活動に挙げる4つの活動について、ガイドライン創設時の議論では事業所単位では4つの活動の全てを行うこととされており、放課後等デイサービスにおいても、児童発達支援と同様に、基本活動を組み合わせた総合的な支援を本来の支援の在り方として想定してきた。一方、現状のサービス提供の実態を見てみると、児童発達支援と同様に、一部のプログラムに特化した事業所が存在し、個々の子どもの状態等に対するアセスメントが十分ない中で、利用する事業所の得意とする支援に偏ってしまう点が懸念される。

こうした点も踏まえ、放課後等デイサービスについても、児童発達支援と同様に、特定領域の支援のみを提供するのではなく、多領域の支援をカバーした上で、アセスメント及び個別支援計画の策定のプロセスの中で、個々の障害児の状態・発達過程・特性等に応じて、日々の支援の中で特に重点を置くべき支援内容を決めていく「総合支援型」（仮称）を基本型とする方向で検討すべきである。

○ その上で、特定領域のプログラムに特化した支援のみを行う事業所の場合であっても、専門性の高い有効な発達支援（理学療法、作業療法、言語療法等）については、「特定プログラム特化型」（仮称）の放課後等デイサービスとして位置付ける方向で検討すべきである。その際は、学童期・思春期といった放課後等デイサービスの対象年齢・発達段階に特有のプログラムとして考えられるものがあるかも合わせて検討が必要である。なお、医療的ケア児に対する看護師による医療的ケアの提供は、放課後等デイサービスの提供に際して不可欠なものとして、引き続き提供できるよう考慮すべきである。

○ 一方、見守りだけで個々の障害児に応じた発達支援がなされていない場合に加え、学習塾のような学習支援のみとなっている、ピアノや絵画のみの指導となっている等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できない場合や、サービス提供内容からみて、障害のない子どもであれば私費で負担している実態にあるような内容については、公費により負担する障害児通所支援の内容として相応しいとは言えないと考えられる。

【3】インクルージョンの推進

- 児童発達支援事業所・放課後等デイサービスにおいて、保育所等への移行支援が進むよう、効果的な標準的手法を提示していくとともに、適切な報酬上の評価を検討。
- 保育所等訪問支援については、センターが実施する場合の中核機能としての重要性を勘案しつつ、支援対象・方法等の違い等も踏まえ、適切な評価の在り方等を検討。
- 児童発達支援等と保育所等で、障害の有無に関わらず、一体的な子どもの支援を可能とする方向で、必要な見直し・留意点等を検討。

【4】その他(支給決定・事業所指定・質の向上等)

- 給付決定で勘案する障害児の状態の調査指標(いわゆる「5領域11項目」。日常生活動作の介助の必要度が中心)では、障害児に必要な発達支援のコーディネートが困難であることから、**当該調査指標や、給付決定プロセスを見直し(一部類型はセンター・相談支援事業所のアセスメントを組込む等)**。
- 事業所の指定(総量規制の判断)に当たって、管内における偏在の解消、重症心身障害・医療的ケア等に対応した事業所の不足等を解消するため、**障害児福祉計画における給付量の見込みに当たり、より狭い圏域や、支援が行き届きにくいニーズに着眼した見込み方を検討**。
- 地域の障害児通所支援全体の質の底上げに向け、センターが地域の中核となって、**1地域の事業所に対する研修や支援困難事例の共有・検討、2市町村や自立支援協議会との連携、3各事業所の自己評価・保護者評価の結果の集約を通じた事業所の強み・弱みの分析・改善(地域の関係者等も参画)、4事業所の互いの効果的な取組の学び合い等の取組みを進める方向で検討**

⑨改正児童福祉法のねらいと内容

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに22歳までの入所継続を可能とする

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)

児童発達支援センターの役割・機能の強化(1. ③関係)

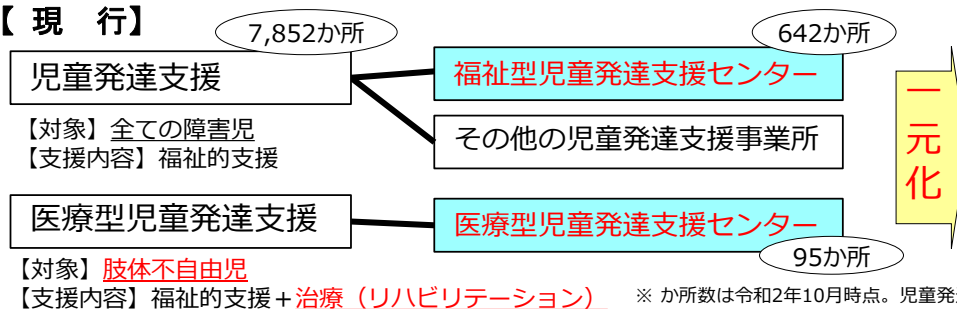
<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

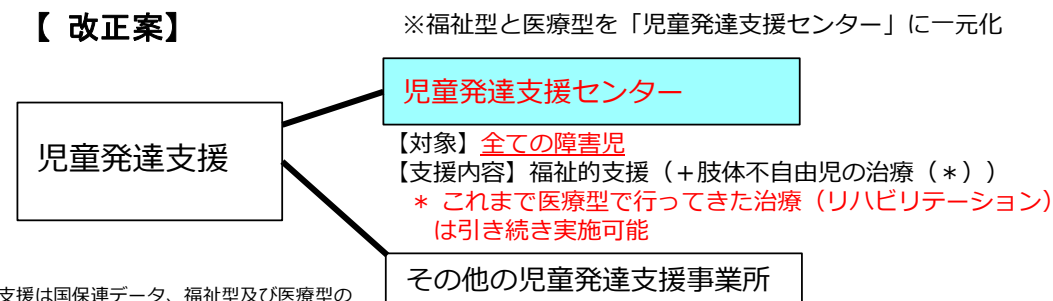
<改正案の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
　　<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【現 行】



【改正案】



※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築(3. ②関係)

<制度の現状>

- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。



<改正案の内容>

- ① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する。

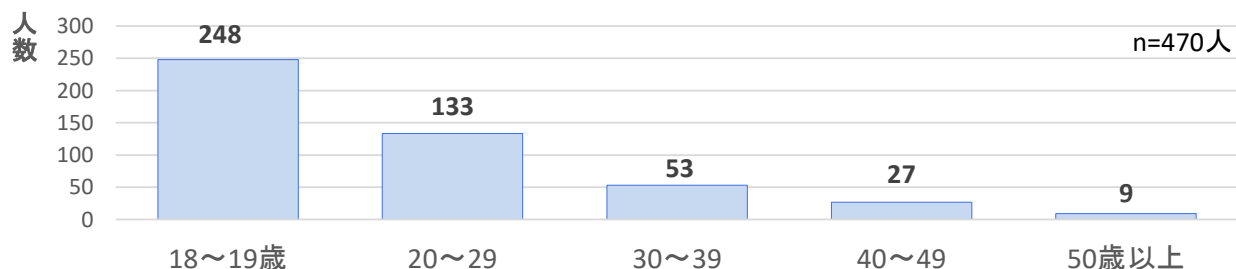
<都道府県・政令市が取り組む内容>

- ① 関係者との協議の場を設ける
- ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等

- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。

(注) 現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く

※2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、① 地域のグループホーム等への移行調整や、② 児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③ 児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

3 障害児支援の基本は 権利を尊重した支援 であることを理解する

◎「権利」を尊重した支援とは

◎子どもの「権利」を侵害しない専門的支援

- ・子どもや障害のある人などは、権利侵害されやすい
- ・施設内虐待の防止及び不適切支援の不提供
 - ⇒子どもや障害の適切な理解と支援力(＝合理的配慮の提供)
- ・家庭内虐待の早期発見と未然防止の役割(＝家族支援)
 - ⇒児童養護施設入所児のうち障害等を有する児童は36.7%
障害児入所施設入所児のうち虐待・養育放棄は37.7%

◎子どもの「権利」を保障する専門的支援

- ・「子ども」としての人権や尊厳に配慮された支援
 - ⇒障害のある子どもも権利の主体者であるという認識
- ・「子ども」と「障害者」としての権利の適切な理解と対応
 - ⇒子ども期に必要な経験、体験、学習の保障
- ・権利を意識した、未来志向型、将来につながる支援
 - ⇒共生社会の実現、意思決定に基づく自分らしい暮らしの実現

障害のある子どもの権利

障害者の権利保障

- ・インクルージョン
- ・合理的配慮
- ・療育...

- ・全ての子どもの権利が保障され、その目標が達成されるよう、障害児には障害や特性に応じた「合理的配慮」を提供する
- ・障害児特有の権利があるわけではないことに留意

すべての子どもの権利保障

- ・生きる権利
- ・育つ権利
- ・守られる権利
- ・参加する権利

「権利」から支援を考える

①「権利」の捉え方の再確認

「子どもの権利に関する条約」

(1989年国連採択 ⇒ 1994年日本批准)

※従前の救済的、保護的ともいえる子どもの権利観が変化

『受動的権利保障』(権利**享受**の主体あるいは**保護**される対象)

+

『能動的権利保障』(**意見表明権**に代表される**社会への参画**)
(市民的**自由権**が子どもにも適用)
(**権利行使の主体**)

「権利保障」とは、自尊心の育み、自らへの人権意識の醸成

- ・「自分を大切にしたい」と思う心(＝自尊心)の上に成り立つ
- ・自尊心が他尊心を育む:絶対的自尊心(無条件の愛に基づく)
- ・自尊心＝①自己受容感、②自己達成感、③自己有用感

子どもの権利に関する条約

4つの柱

- ① 生きる権利：子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っている。
- ② 育つ権利：子どもたちは教育を受ける権利を持っている。また、休んだり、遊んだりすること、様々な情報を得ること、自分の考えや信仰が守られることも、自分らしく成長するために、とても重要。
- ③ 守られる権利：子どもたちは、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られる権利を持っている。障がいがある子ども、少数民族の子どもなどは特に守られなければならない。
- ④ 参加する権利：子どもたちは、自分に関係のあることについて自由に意見を言ったり、集まってグループをつくったり、活動することができる権利を持っている。その際は家族や地域社会の一員としてのルールを守って、行動することが大切。

(第23条) 障害のある子どもの権利

- 1 精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達(文化的及び精神的な発達を含む。)を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

障害者権利条約の概要

障害者権利条約は国際人権法に基いて人権の視点から考えて創られた。

この条約に書かれている権利は、新しい権利ではない。それらは、世界人権宣言、子どもの権利条約、その他の国際人権条約で認められている人権と同じ。障害者権利条約は、これらの権利が障害者についても尊重されるということを約束。

【一般的原則】

固有の尊厳、個人の自律（自己の選択を行う自由を含む。）及び人の自立の尊重。非差別。[社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン](#)。差異の尊重、並びに人間の多様性及び人間性の一部としての障害のある人の受容。機会の平等。アクセシビリティ。男女の平等。障害のある子どもの発達しつつある能力の尊重、及び障害のある子どもがそのアイデンティティを保持する権利の尊重

⇒ [共生社会の実現（インクルージョンの推進）](#)、合理的配慮

障害者権利条約

障害のある子ども(第7条)

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての
人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての
必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善
の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項に
ついて自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現する
ための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保
する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等
を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される
ものとする

②権利擁護は「子ども」と「障害」の両方の視点から

(1)「障害児」という子どもはいない

- ・ 小さな「障害者」ではなく、まずは「子ども」である
⇒ チャイルド・ファースト
(Child with disabilities など)
- ・ 子ども自身が意思決定過程に参画する(意見表明と尊重)

(2)「障害」のある子どもとしての権利擁護

- ＜1＞「子ども」としての全ての権利が障害児にも保障される
⇒ 子どもとしての権利を保障する(発達の視点)
- ＜2＞障害があることによる生きづらさや育ちにくさ、経験不足に対する機会の保障と特別な配慮(合理的配慮)が不可欠(障害の視点)
⇒ 障害のある人としての権利を保障する

まず「子ども」として(チャイルド・ファースト)

◎「子どもの権利条約」に基づいた支援の展開

- ・子どもの最善(Best)の利益[第3条] ⇒ 子どもは社会の宝として
- ・子どもの存在及び発達の最大限(Maximum)の確保[第6条]
⇒ 愛護(承認・感謝)、発達の保障
- ・自由に自己の意見を表明する権利の確保[第12条]
※ 意見が大切される経験 ⇒ 主体性、意思決定支援の基礎に
- ・一時的若しくは恒久的に家庭環境を奪われた児童又は家庭環境にとどまることが認められない児童への特別な保護及び援助 [第20条]
⇒ 家庭的養護・養育の推進
- ・到達可能な最高水準(Highest)の健康の享受[第24条] ⇒ 健康の保持
- ・子どもの人格・才能並びに精神的及び身体的な能力の可能な最大限(Fullest)の発達[第29条] ⇒ 能力の伸長(=個の輝き)

⇒ 上記の子どもとしての権利が護られた上で、それを達成できるよう、障害児についてはその障害や特性に応じた「合理的配慮」を行う必要がある 50

4 児童発達支援管理責任者 の役割と責務を理解する

(1) 障害児支援のポイントを
障害福祉サービスとの
対比から理解する

障害児支援と障害者支援との「違い」

- 1 根拠法令の「違い」
- 2 提供内容の位置づけの「違い」
- 3 責務の「違い」
- 4 当事者性の「違い」
- 5 支援形態による手続きの「違い」
- 6 相談支援の「違い」
- 7 支援対象の「違い」
- 8 ガイドライン策定の「違い」(有無)
- 9 ライフステージの「違い」

1 根拠法令の「違い」

◎児童は、その事業内容により、「児童福祉法」と「障害者総合支援法」の2つの法律で規定されている。

⇒ 障害児支援は、他の子ども一般施策と同等に「児童福祉法」に位置づけられている。
「子ども」としての権利を理解し、子ども一般施策と乖離することなく事業展開すること（インクルージョン）が重要！加えて、将来を見据えた息の長い継続支援が必要。

	事業内容	根拠法令
子ども	子ども固有の事業 (通所支援(訪問支援含む)、 入所支援、相談支援)	<u>児童福祉法</u> (子供の権利を護り、保護者の一義 的責務、公的責務も果たしつつ子ど もの最善の利益を優先。発達保障、 養護、健全育成等の視点)
	者と共通の事業 (訪問系、短期入所、地域生 活支援事業等)	<u>障害者総合支援法</u>
大人	者固有の事業	

2 提供内容の位置づけの「違い」

◎総合支援法の事業は、「(障害福祉)サービス」

児童福祉法の事業は、「(発達)支援」

※ 障害児支援は利用契約であることから形態上は「サービス」と理解できるが、児童福祉法の規定ではあえて「支援」が用いられている。
障害児支援は、子どもの発達に着目した育成支援や子育て支援の意味合いが強いと考えられる。

	位置づけ	事業内容	根拠法令
子ども	<u>支援</u> (発達支援) (育成支援) ＜措置と近接＞	子ども固有の事業	児童福祉法
	<u>サービス</u> (障害福祉サービス)	者と共通の事業	障害者総合支援法
大人		者固有の事業	

3 児発管の責務規定の「違い」

◎指定基準上の児発管とサビ管の責務規定の書きぶりがやや異なっている。

※ サビ管は、「関係機関連携」と「自立援助」が責務として規定され、「相談及び援助」が事業者の責務になっている。

児発管は、「相談及び援助」が責務として規定されているが、「関係機関連携」は事業者の責務になっている。

⇒ 基本的には、業務は「同じ」である。

⇒ 「相談及び援助」が児発管の責務に入っていることで、障害児相談支援の「基本相談」部分を一翼を担っていると言えなくもない

児童発達支援管理責任者等の業務内容(指定基準)

① 個別支援計画の作成に関する業務

- ・障害児及び保護者に対するアセスメント
- ・保護者及び障害児との面接(趣旨説明と理解)
- ・個別支援計画の原案の作成(その他のサービス含む)
- ・個別支援計画作成に係る会議の運営
- ・保護者及び障害児への個別支援計画の説明と文書同意
- ・保護者及び障害児への個別支援計画の交付
- ・個別支援計画のモニタリング(6か月に1回以上)
- ・継続的な保護者への連絡とモニタリング結果の記録
- ・個別支援計画の変更(修正)

② 相談及び援助

③ 従業者に対する技術指導と助言

◎関係機関との連携調整(事業者としての責務として規定)

サービス管理責任者等の業務内容(指定基準)

① 個別支援計画の作成に関する業務

- ・利用者に対するアセスメント
- ・利用者との面接(趣旨説明と理解)
- ・個別支援計画の原案の作成(その他のサービス含む)
- ・個別支援計画作成に係る会議の運営
- ・利用者及び家族への個別支援計画の説明と文書同意
- ・利用者への個別支援計画の交付
- ・個別支援計画のモニタリング(6か月に1回以上)
- ・継続的な利用者・家族への連絡とモニタリング結果記録
- ・個別支援計画の変更(修正)

② 利用者及び利用に関する関係機関との連絡調整

③ 自立生活が可能と認められる利用者への必要な援助

④ サービス提供職員に対する技術的な指導と助言

◎相談及び援助(事業者としての責務として規定)

4 当事者性の「違い」

◎児童は、給付申請者は「保護者」となっている。

一方、大人は、「本人」(障害当事者)となっている。

※ 児発管は、給付申請者である「保護者」の意向を中心に聞いていくことになる。故に子どもよりも保護者のニーズが前面に出やすい。

※ 指定基準では、ニーズ調査や個別支援計画の説明・同意等は「給付決定保護者及び障害児」に対して行うこととなっている。

⇒ 小さい頃から「子ども」を「主体者」として扱っていくことが重要(支援計画の説明、活動等の決定過程への参画、支援会議への参加等)

⇒ 大人は「意思決定支援」、子どもは「自由な意見表明の支援」(子どもの権利条約:意見表明権の保障)

	申請者	事業内容	根拠法令
子ども	保護者	子ども固有の事業	児童福祉法
		者と共通の事業	障害者総合支援法
大人	ご本人	者固有の事業	

5 支援形態による手続きの「違い」

◎総合支援法は、市区町村が実施主体。

児童福祉法は、通所と入所で手続きが異なる。

※「通所」は、大人と同じ市区町村が窓口で、相談支援も義務。

「入所」は、社会的養護と同じ児童相談所が窓口で、相談支援の対象外。措置も多く、その場合は児相で「自立支援計画」が作成される

	事業区分	手続き		根拠法令
子ども	通所支援	市区町村	障害児相談	児童福祉法
	入所支援	都道府県 政令市等 児童相談所	(児童相談所) ※相談支援不要	
	居宅	市区町村	計画相談	障害者総合支援法
大人	通所・入所			

6 相談支援の関わり方の「違い」

◎児童が通所支援を利用する場合には、「障害児相談支援」事業所が「障害児支援利用計画」を作成

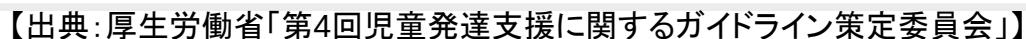
※ まだまだ「セルフプラン」が多く、また現実的に代替プランを作成していない自治体もある。そのため、支援の総合的な方針がなかったり、アセスメントも保護者の意向が中心になっていたりして子どもの発達や特性等の評価が不十分であることも少なくない。

⇒ 「相談支援」と早めにつなぎ、アセスメントを協働・分担し、情報の共有を図るなど、ケースマネジメント機能を担うことも想定される。

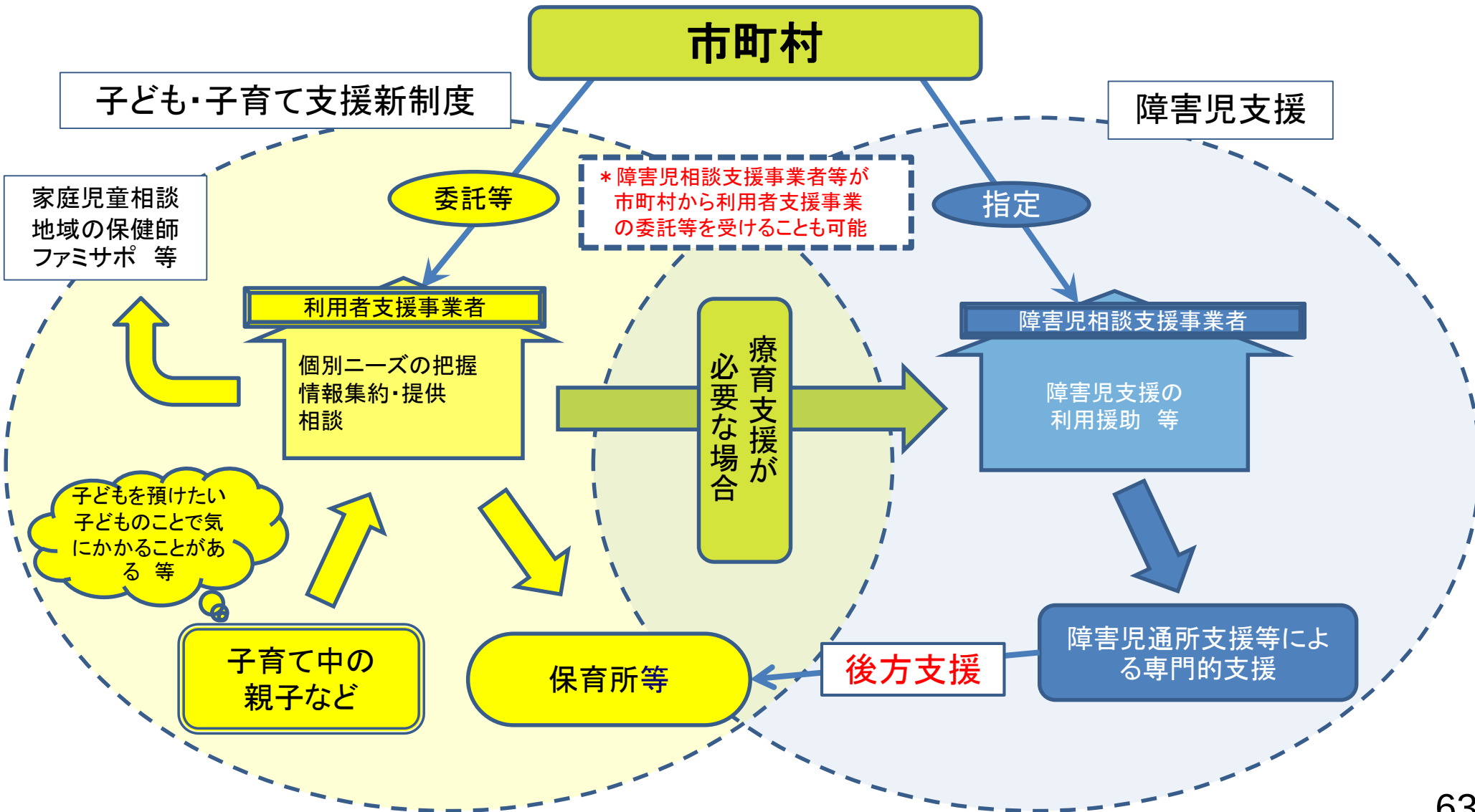
※ 社会的養護の家庭には、「児相」や市町村「子ども家庭総合支援拠点」や「子育て世代包括支援センター」等と関わることになる

入所支援利用の場合は、「児童相談所」によって給付決定が行われるため、「障害児相談支援」は介さない

⇒ 利用児の中には社会的養護家庭は多く含まれている。「児相」との連携や「相談支援事業所」や「子ども家庭総合支援拠点」等との連携による地域移行、家族再統合などの視点が必要

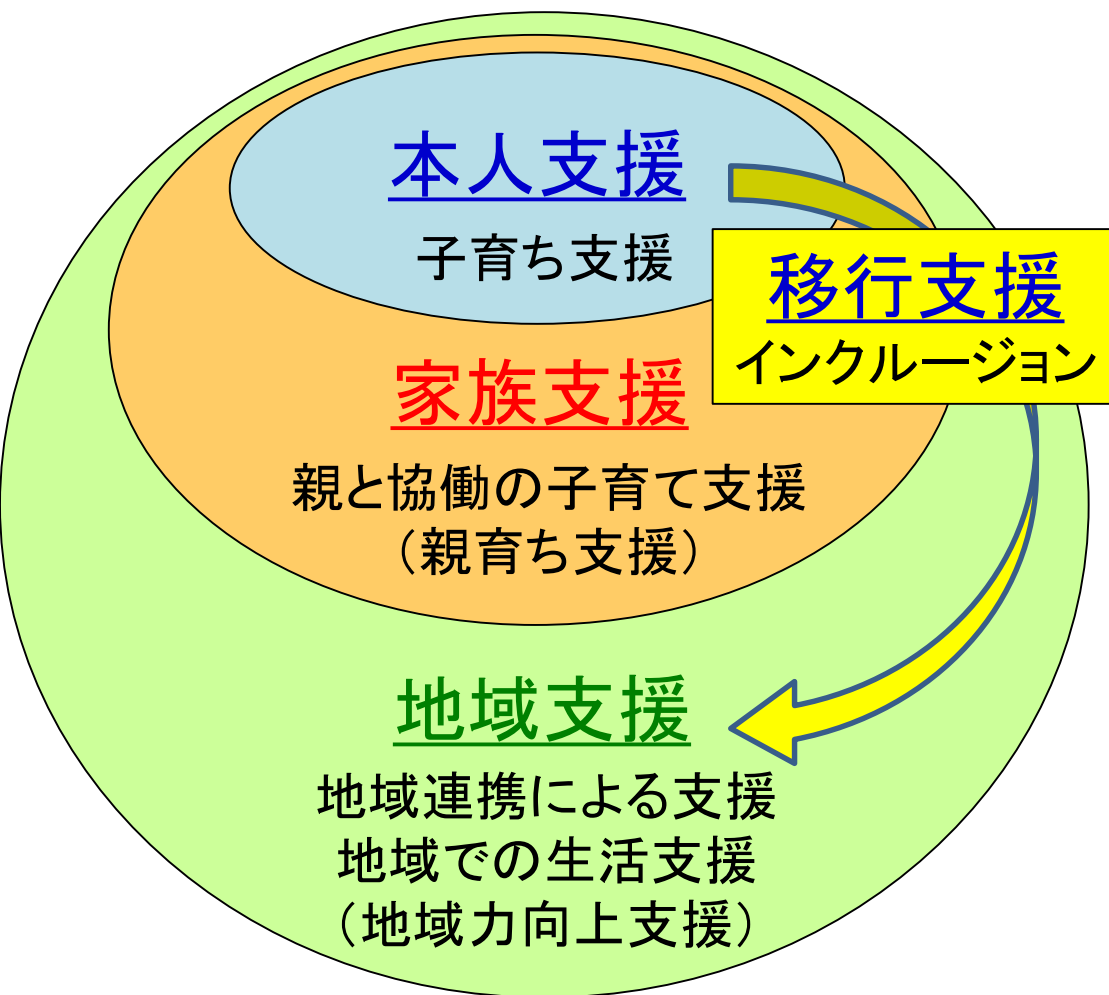


障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」の連携の推進(イメージ)



7 支援対象の「違い」

◎発達支援の「3本柱」を必ず個別支援計画に盛り込む



※ 発達支援は、3層構造で

- ①「子ども本人」+「移行支援」
- ②「家族」(きょうだいを含む)
- ③「地域」

⇒「本人支援」は、狭義の発達支援であり、『発達の視点』(伸びゆく、伸ばしていく支援)、『特性の理解と配慮』(成長・発達のための環境側の合理的配慮の視点)

⇒的確な「発達評価」「見立てと手立て」に関する専門知識が必要
⇒「生活」「遊び」「養護」「休息」等

⇒「家族支援」の重要性の強調: 親子関係は子どもの成長・発達のベース

8 ガイドライン策定の「違い」

- ◎児童の特徴として、ガイドラインが策定されている。
「児童発達支援ガイドライン」(H29.7部長通知)
「放課後等デイサービスガイドライン」(H27.4同通知)

児童発達支援指定基準 第26条

「・・・支援が漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援をしなければならない。・・・適切な支援の提供にあたっては児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい・・・」

放課後等デイサービス指定基準

児童発達支援指定基準を準用(放デイガイドラインに置き換えることが明記されている)

- ※ 多くの子ども一般施策では、事業運営に関する指針・ガイドラインが策定されている。(例: 保育所保育指針、放課後児童クラブ運営指針など)
- ※ 児童発達支援ガイドラインでは、基本理念のほか、提供すべき支援内容(発達を促す5領域など)などが規定され、自己評価や利用者満足度調査も義務化され、質の向上に役立てる仕組みが存在する。
- ※ 障害児入所施設の運営指針も策定された。

⇒児発管は、ガイドラインの準拠しつつ、質の向上のための創意工夫を行65

「個別支援計画」と「活動プログラム」の関係

法人・事業所のコンセプト・ミッション

本人・保護者のニーズ・アセスメント

個別支援計画

- ※個々の子どもの発達課題に基づいて事業所が提供する生活・遊び等における個別的なねらい・支援内容や配慮が書かれる(これをもとに、日々の活動プログラム作成に反映)
- ※個々の子どもの生活や発達のニーズ、保護者の子育てニーズなどを勘案し設定された個別又は小集団での支援
 - ・アセスメント:発達領域ごとにみていく強み、「できる」にも着目
 - つまづき等があれば、その要因の見立て
- ・本人支援、家族支援、地域支援の3要素が含まれること

個別支援計画と
活動プログラムは
車の両輪

活動プログラム

- ・事業所全体の活動のねらい
- ・年間を通した積み重ね活動
- ・季節や単元にまとめた活動
- ・月間、週間、デイリー計画
- ・地域との交流等、事業所の独自性、創意工夫の活動
- ・年齢や発達段階に応じた活動
- ・タイムテーブル

反映

①個別な発達課題に
基づくねらいや配慮

②全体活動の中での
個別的なねらいや配慮

③全体活動のねらい
と一般的配慮

9 ライフステージの「違い」

- ◎ 児童は、状態像が短期間で変化する
 - ※ 成長・発達の要素、学習的要素も加わる
 - ◎ 「障害児」として障害や特性に着目されることが多いが「子ども」として本来獲得・解決すべき発達課題もある
 - ※ 「愛着形成」、「アイデンティティの確立」(エリクソンの発達段階・課題等)など。インクルージョンの視点も不可欠
 - ◎ 関係機関、所属機関が短期間で変化(移行)し、また、同時に関わる機関が多い【縦横連携】
 - ※ 保育所・幼稚園、学校との連携、移行時の支援等
- ⇒ 将来(ライフステージ)を見据えて、子どものうちから、本人及び家族並びに地域(学校等)と一貫性を持ってつながっていくことが重要。
- ⇒ 児童の場合、並行利用や複数事業所利用の方も多く、契約者数が定員よりも多くなることも珍しくない＝個別支援計画作成数や連携も多くなる

地域における「縦横連携」のイメージ

関係者間の共通理解・情報共有
→ 途切れない支援の調整

成年期



卒業

学齢期



入学

乳幼児期



「気づきの段階」からの支援

(2)あらためて、

児童発達支援管理責任者
の業務・責務を理解する

児童発達支援管理責任者等の業務規定

(指定基準:児童発達支援の例)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)

第4節 運営に関する基準(児童発達支援計画の作成等)

第27条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(「児童発達支援計画」)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(「アセスメント」)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。「モニタリング」）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第28条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第29条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

⇒ その他の障害児通所支援(放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)、障害児入所支援もこれに準ずることになっている。

児童発達支援管理責任者等の業務内容(指定基準)

① 個別支援計画の作成に関する業務

- ・障害児及び保護者に対するアセスメント
- ・保護者及び障害児との面接(趣旨説明と理解)
- ・個別支援計画の原案の作成(その他のサービス含む)
- ・個別支援計画作成に係る会議の運営
- ・保護者及び障害児への個別支援計画の説明と文書同意
- ・保護者及び障害児への個別支援計画の交付
- ・個別支援計画のモニタリング(6か月に1回以上)
- ・継続的な保護者への連絡とモニタリング結果の記録
- ・個別支援計画の変更(修正)

② 相談及び援助

③ 従業者に対する技術指導と助言

◎関係機関との連携調整(事業者としての責務として規定)

児童発達支援管理責任者等の役割

【内向きの役割】

- ① 支援のプロセス管理
- ② 支援のクオリティ管理
- ③ 支援のリスク管理

【外向きの役割】

- ⑤ 地域との連携支援

④

④ 本人及び家族への相談・援助

① 支援のプロセス管理とは

◎個別支援計画につながる「アセスメント力」

- ・相談支援が行う生活ニーズ、保護者の希望の確認
- ・支援につながる発達ニーズの深彫り(年齢、発達特性、障害等)
- ・つまづき等の要因分析、強み等の確認⇒見立て力

◎個別支援計画の「作成力」

- ・具体的で日々の支援につながる個別支援計画の作成
- ・個別支援計画に基づく日々の活動プログラムの作成
- ・支援環境の整備(教材づくり、構造化、支援者育成等)

◎個別支援計画に基づく支援の「進行管理力」「評価力」

- ・エビデンスに基づく支援、ねらいを明確にした支援
- ・個別支援計画が日々の支援に活かされているかの進行管理
- ・子どもの状態を通して自分たちの支援を評価する ≠ 子どもの評価
達成できた = どの支援がどう良かったかの振り返り
達成できない = 計画や支援が悪い: 何が不十分だったか

② 支援のクオリティ管理とは

◎提供する質の高い支援

- ・子どもの権利擁護の視点（健康・発達・主体性等）
- ・障害者の権利擁護の視点（インクルージョン、合理的配慮等）
- ・本人支援（発達支援）、家族支援、地域支援の3柱で
- ・保育や教育との連動・役割分担
- ・エビデンスベースの支援であること
 - ＝拠り所となる理論や技法等があるとブレない
 - ＝ガイドライン・運営指針に準拠すること（自己評価も）

◎スタッフが安心・安全に支援できる場づくり

- ・日々のサポート（困りごと、悩みを抱えないよう）、職場環境
- ・スーパービジョン（児発管自ら行う、グループSV、外部SV）
 - ＝ファシリテーション力が必要
- ・研修の企画・派遣（事業所内外の研修、自己研鑽の支持）

③ 支援のリスク管理とは

◎事業所内虐待の防止

- ・ヒヤリハットの活用
- ・事業所内虐待防止は、環境づくりと人づくり、質づくり
- ・家庭内または事業所外での虐待の早期発見

◎苦情受付・対応の重要性

- ・本人や家族が苦情を言いやすい雰囲気づくり
＝真摯に対応していくことが質を上げる
- ・苦情の受付・対応は、児童発達管理責任者以上が行う
- ・個人に関するもの以外は、しっかり公表していく

◎災害対応

- ・防災・減災、発災時の対応、事業継続計画(BCP)

◎自己評価・利用者評価の実施・公開・活用

④ 本人・家族への相談・援助とは

◎子どもや家族の日々の支えは施設・事業所が担う

- ・障害児相談支援に「基本相談」は明記されていない
- ・障害児相談支援は頻繁にかかわれない。日々関わる通所事業所がメインで子ども・家族を支える（濃密度）
- ・虐待的養育への対応も求められる（親もケア、愛着障害）
- ・相談支援は、適度な距離感で本人主体の提案、事業所評価も

◎相談・援助の評価（報酬で加算として規定（H27～））

- ・家族へのペアレントトレーニングや精神的ケア等は報酬算定
＝元々、障害児支援支援は、子どもへの支援だけでなく、家族への支援も重視し実践してきた経緯がある
＝エビデンスベースのプログラムや心理療法等の導入促進

◎地域の子どもや家族への相談・援助

- ・センターは通所していない地域住民を対象に行う必要あり

⑤ 地域との連携支援とは

◎「地域支援」の捉え方の整理

- ・「地域支援」とは：
 - ・子どもが通う基礎集団等を支援すること
 - ・子どもが通う基礎集団等と連携すること
 - ・子どもが通う他の事業所等と連携すること
 - ・地域の他事業所・施設を支援すること
 - ・地域づくりへ参画すること …
- ・「地域支援」とは、子どもが将来にわたって、地域の中で安心・安全に暮らしていけるよう、地域の関係機関と連携し、チームで子ども及び家族の成長を支えていくこと。結果、地域全体の連携の環が広がり、支援の質が向上していく。

◎「連携」がメイン機能

- ・連携とは：
 - 「共有化」 : 理念、支援の方向性・方法、情報等
 - 「役割分担」 : お互いを知る、支援のシェア
 - 「協働」 : 一緒に考える、活動する…

他機関との連携強化

◎現在関わっている機関との連携【横の連携】

- ・医療・保健との連携（難病や医療的ケア児を含む、乳幼児健診等からの流れ）
- ・並行利用の保育所、教育機関、社会的養護施設等との連携
⇒ R3.3.31付事務連絡「措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領及び障害児を受け入れる乳児院及び児童養護施設における保育所等訪問支援の積極的な活用について(周知のお願い)」等も発出されている
- ・他の同種通所事業所との連携＝複数の事業所利用の場合も
- ・関連施策での専門機関との連携（発達障害者支援センター等）
（児童相談所、こども家庭センター等）
- ・育ちの目標・現状・支援方法／内容・環境等の整合性、役割分担

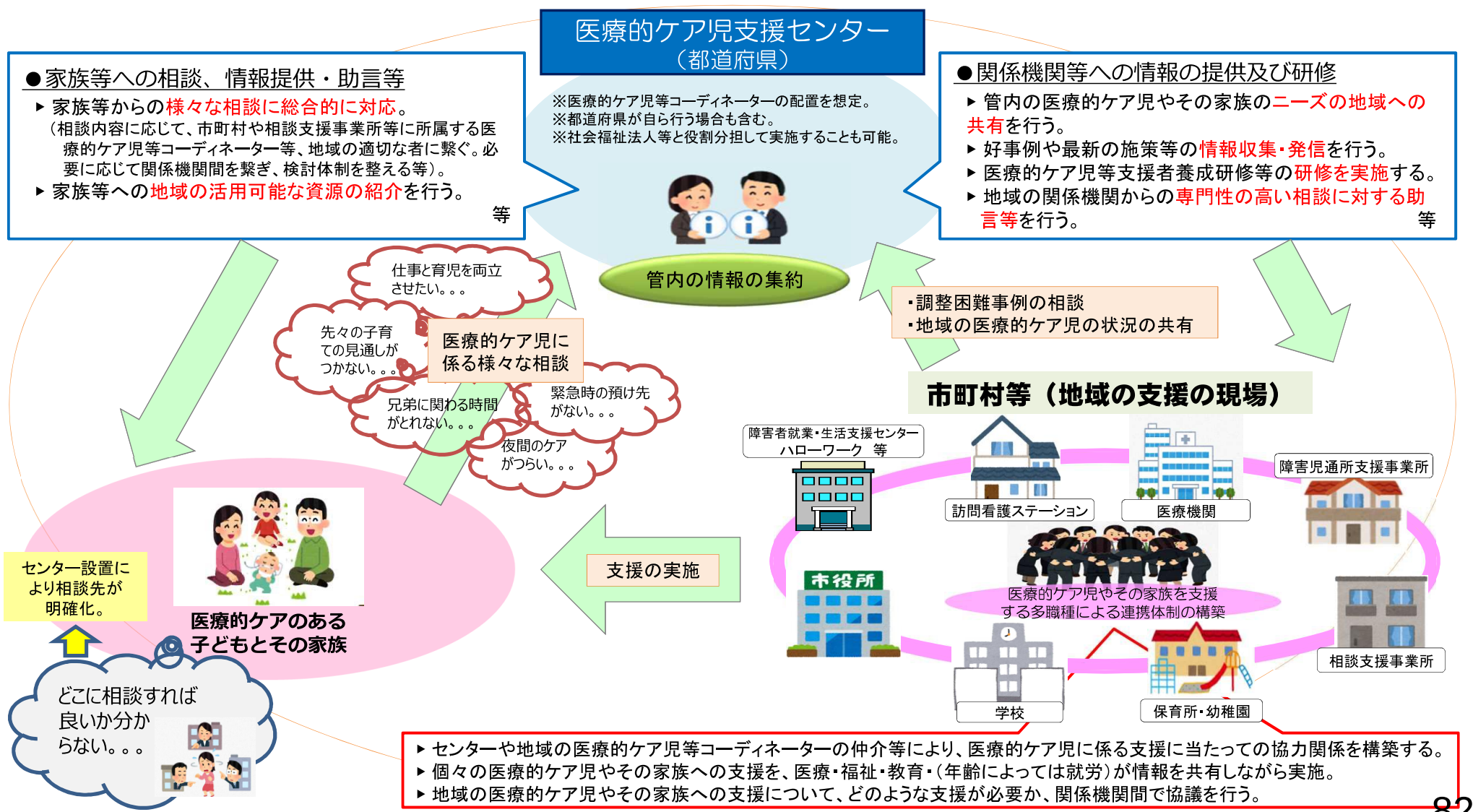
◎過去、未来に関わる機関との連携【縦の連携】

- ・利用前に利用していた事業、事業所から情報収集
- ・利用終了後に関わる事業所への丁寧な情報提供
- ・過去・未来に関わる事業所等との連携
（自立支援協議会への参加（出席できないことも多く、周知が重要に））

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

■ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いかわからない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。



5 ガイドラインに基づき 質の高い支援を提供する 必要があることを理解する

(1) 児童発達支援ガイドライン の概要

「児童発達支援ガイドライン」の概要

ガイドラインの策定

- 児童発達支援は、平成24年4月に約1,700か所であったが、平成29年1月には約4,700か所へと増加している。このような中、支援の質の確保及びその向上を図る必要がある。このため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定、公表する。

ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援は、大別すると「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家庭支援」及び「地域支援」からなる。

【本人支援】障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

【移行支援】障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。

【家族支援】家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。

【地域支援】支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

児童発達支援計画の作成及び評価

障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援計画を把握し、具体的な支援内容を検討し実施する。障害児支援利用計画と整合性のある児童発達支援計画を作成し、児童発達支援を実施する。

関係機関との連携

市町村、保健所、病院・診療所、保育所等、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図る。

支援の質の向上と権利擁護

支援に関わる人材の知識・技術を高めるため、様々な研修機会の確保、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要。

児童の権利条約、障害者の権利条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。

【自己評価結果の公表】 職員による事業所支援の評価及び保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。また、概ね1年に1回以上、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要。

児童発達支援ガイドライン

①各事業所における「理念」や「目標」に基づく

②事業所の「独自性」や「創意工夫」の尊重

③支援の基本的事項や職員の専門性の確保

⇒児童発達支援を実施するにあたっての基本的な事項を示す

⇒ガイドラインの内容を踏まえて、各事業所の実情や個々の子ども状況に応じて創意工夫を図り、事業所の機能及びサービスの質の向上に努める

⇒児童発達支援事業所における自己評価の際に活用する＝自己評価結果の公表義務

基本理念（H27の在り方検討会を踏襲）

○子どもの最善の利益の保証

- ・児童福祉法の理念規定条文の見直し
- ・適切な養育、生活の保障、愛され・護られる、成長・発達・自立の支援
- ・子ども本人の意見の尊重と最善の利益の考慮、主体性の尊重

○インクルージョンの推進と合理的配慮

- ・障害者権利条約を反映（差別の禁止、合理的配慮）
- 合理的配慮は、子どもの障害の状態、発達の経過、特性に応じる

○家族支援の重視

- ・家族に対して子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本
＝子どもを中心に置いた表現

○インクルージョンを推進する後方支援としての専門的役割

- ・障害のない子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障
- ・保育所等訪問支援の活用、子育て支援の場での障害のある子どもに対する支援の協力する体制づくり
- ・関係機関との連携、切れ目のない一貫した支援の提供体制づくり

児童発達支援の原則におけるポイント

○乳幼児期は人間形成、生きていくための力の基礎を培う

- ・充実した毎日を過ごすこと
- ・気づきの段階から継続的な支援を行う
- ・将来の子どもの発達・成長の姿を見通して、今の支援を考える
- ・自尊心や主体性を育てる(子ども目線の支援)
- ・保護者の移行の受け止め、親子の安定した関係に配慮

○支援の方法

- ・ニーズの適切なアセスメント
- ・安心感と信頼感を持って活動できるよう子どもの思いや願いを受止め
- ・生活リズムを大切にする、健康・安全で情緒の安定した生活環境
- ・障害、特性、発達の過程に応じた個別または集団での活動
- ・集団における活動は、相互の関係づくり、相手を尊重する心を育てる
- ・自発的、意欲的に関われる環境構成
- ・乳幼児期にふさわしい体験、「遊び」を通した成長(豊かな感性、表現)
- ・「育つ上での自信や意欲」「発話に限定されないコミュニケーション」
「自己選択、自己決定」のねらいを踏まえ、できる・得意を伸ばす支援⁸⁸

その他ガイドラインのポイント

○児童発達支援は「主に未就学」の子どもを対象とする

- ・主に未就学の障害のある子ども又はその可能性のある子どもを対象

○子どもの発達には「経過」も大切にする

- ・アセスメントは、子どもの障害の状態、発達の経過、特性を見る

○支援の目標は、人間形成、発達の基礎、自尊心、主体性

- ・乳幼児期は人間形成の重要時期。未来をつくりだす力、自尊心や主体性を育てる。

○支援の方法は、アタッチメント、生活、遊び、環境等を重視

- ・「安心感」と「信頼感」(アタッチメントの重要性)
- ・子どもの「主体性」(思いや願いを大切にする)
- ・「生活」「遊び」の重要性
- ・これらに必要な「環境」の構成(人的・物的環境。構造化を含む)
- ・心の大切さ(自信や意欲、自尊心や主体性、コミュニケーション、自己選択・自己決定)
- ・保護者の意向の理解・受容

○年齢ごとの目標や支援の相違

- ・3歳未満：健康状態や生活習慣の育成、親子関係の形成期など
- ・3歳以上：個の成長と子ども相互関係、協働的活動

○支援の内容は、「保育所保育指針」をベースにしながら、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、特別支援学校幼稚部教育要領も考慮

- ・特に「保育所保育指針」の「養護」のねらいと内容を理解

○本人への発達支援の領域は、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

- ・「安心感」と「信頼感」(アタッチメントの重要性)
- ・子どもの「主体性」(思いや願いを大切にする)

○「本人への発達支援」「家族支援」「地域支援」の明記「発達支援」に「移行支援」が追加された

- ・「移行支援」が新たな柱として検討されたが、本人支援に追加(移行時の情報共有に留まらない。できる限り移行を支援)

○発達支援(本人支援)の内容

・5領域の設定:

(ア)健康・生活

- (a) 健康状態の把握
- (b) 健康の増進
- (c) リハビリテーションの実施
- (d) 基本的生活スキルの獲得
- (e) 構造化等により生活環境を整える

(イ)運動・感覚

- (a) 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- (b) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- (c) 身体の移動能力の向上
- (d) 保有する感覚の活用
- (e) 感覚の補助及び代行手段の活用
- (f) 感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)への対応

(ウ)認知・行動

- (a) 視覚、聴覚、触覚等の感覚や認知の活用
- (b) 知覚から行動への認知過程の発達
- (c) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
- (d) 数量、大小、色等の習得
- (e) 認知の偏りへの対応
- (f) 行動障害への予防及び対応

(エ)言語・コミュニケーション

- (a) 言語の形成と活用
- (b) 受容言語と表出言語の支援
- (c) 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- (d) 指差し、身振り、サイン等の活用
- (e) 読み書き能力の向上のための支援
- (f) コミュニケーション機器の活用
- (g) 手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用

(オ)人間関係・社会性

- (a) アタッチメント(愛着行動)の形成
- (b) 模倣行動の支援
- (c) 感覚運動遊びから象徴遊びへの支援
- (d) 一人遊びから協同遊びへの支援
- (e) 自己の理解とコントロールのための支援
- (f) 集団への参加への支援



【出典:「児童発達支援ガイドライン」を図示】

・支援にあたっての配慮事項(合理的配慮)

年齢、障害種別、特性に応じた必要な配慮の提供

(注:ガイドラインで示した支援内容の項目の記載例です。個別支援計画の見本ではありません。)

個別支援計画

(ガイドライン項目の記載例)

参考資料3

子どもの名前 ○○ さん

作成年月日: 29年 2月 21日

○目標	長期目標	気持ちをサインやことばで表現し、みんなと一緒にの活動を楽しみながら、保育所への移行を準備しよう。
	短期目標	食事や着替などがスモールステップできるようになり、「できた」という経験を増やしていきましょう。

○具体的な目標及び支援計画等

項目	具体的な目標	支援内容		支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先順位
		内容・留意点等	ガイドライン項目			
発達支援 【健康・生活】	食事、衣類の着脱などをが自分ででき、「できた」という達成感をえましょう。	お昼時、使いやすい食具を用意し、姿勢を保持しながら食事ができるように支援します。来所・通所時の着替えの際、衣類に前後の目印を付けるなど工夫して、シャツ、ズボンなどの着脱にスモールステップで取り組みます。	本人支援の(ア)健康・生活のb (d)	3か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	1
発達支援 【言語・コミュニケーション】	自分の気持ちを、少しずつことばサインで伝えていきましょう。	午後の個別活動の際、身振りなどで意思の伝達ができるように支援します。絵カードなどを通して、言葉で伝えることができるようにスモールステップで支援します。	本人支援の(エ)言語・コミュニケーションのb (b)、(c)	6か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	1
発達支援 【人間関係・社会性】	友だちと仲良く遊びながら、みんなで活動を楽しみましょう。	午前の集団活動の中で、友だちとのやりとり遊びを設定します。友だちとの手つなぎや役割のある遊びや活動などを通じて、集団を意識できるよう支援します。	本人支援の(オ)人間関係・社会性のb (c)、(e)	6か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	2
移行支援	○○さんの今後の目標など、月に1回程度併行通園先の保育所の先生と一緒に話合います。	併行通園先の保育所と、定期的に、本人の状況や支援内容等の情報を共有します。また、ケース会議やモニタリングの際には、併行通園先の保育所の先生にも参加いただくことにしています。	移行支援の(イ)(e)、(f)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○、保育所の担当先生	1
家族支援	○○さんについて3月に1回、話し合う機会をもちます。	保護者面談の時間を3か月に1回に設け、当所での様子を丁寧に伝えけるとともに、家庭での様子を聞き取り、情報を交換するとともに、親御さんの心配ごとへの助言を行います。	家族支援の(イ)(ア)、(イ)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○、お母さん	3

事業所における総合的な支援方針

食事、衣類の着脱などをが自分ででき、「できた」という喜びを味わえるようにします。また、遊びを通じた友だちとの交流により、かかわりや表現することの楽しさを味わえるように支援し、通園が楽しみの場になることを目指します。

平成 29年 月 日 保護者氏名 印 児童発達支援管理責任者 印

【出典:厚生労働省「第4回児童発達支援に関するガイドライン策定委員会」】

○児童発達支援計画と障害児支援利用計画との整合性

- ・合理的配慮の根拠となるもの
- ・相談支援によるモニタリング時に効果等を確認し、個別支援計画を見直す

○タイムテーブルや活動プログラムの重要性の明記

- ・「タイムテーブル」は、生活リズムを大切にし、ADLの確立や見通しを持って自発的に活動できるよう組まれるもの
- ・「活動プログラム」は、個別支援計画に書かれた目標を達成するため支援内容をさらにブレイクダウンしたもので、より具体的に書かれ、個々に創意工夫されたもの

日案、週案、月案、一つのテーマで一定の期間をもって展開される活動のプログラムで、遊びや活動の環境構成(人的、物理的)、全体のねらいと個々人の配慮事項が盛り込まれる。

例えば、どのような遊びを行うのか、その遊びは何をねらいにしているのか、どこに何を配置するのか、スタッフの配置やかかわり方(指示の方法等)、個々の活躍できる場面や配慮事項、流れが書かれる

○関係機関の連携は、「移行支援」や「地域に開かれた支援」

- ・早期に「気づかれ」やすい母子保健や保育所、医療機関等との連携
- ・医療的ケア児の場合は、移行元や現在関わっている機関との連携
- ・虐待などを発見しやすい立場であり、市町村の虐待窓口(子ども家庭センター等)や児童相談所等との連携
- ・保育所や幼稚園等との連携: 並行通園、移行支援、交流活動等
- ・並行利用の児童発達支援等との連携
- ・学校や放課後等デイサービスなど移行先への支援情報の引継ぎ

○支援の提供体制の管理

- ・適切な職員配置＋必要に応じ人員配置基準を上回っての配置考慮

○設置者・管理者の責務

- ・法令順守: 法令や告示、通知の読み込みと社会的責任
- ・設置者・管理者としての専門性の向上
- ・資質の向上: キャリアパスに応じた研修体制等
- ・安定した組織運営、労働環境の整備
- ・職員1人ひとりの倫理観や人間性の把握、適性に応じた配置

(2) 放課後等デイサービス ガイドラインの概要

「放課後等デイサービスガイドライン」の概要

総則

◆ ガイドラインの趣旨

◆ 放課後等デイサービスの基本的役割

子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援

◆ 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動／創作活動／地域交流／余暇の提供 等

◆ 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

従業者向け ガイドライン

◆ 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

環境・体制整備／P D C A サイクルによる適切な事業所の管理
従業者等の知識・技術の向上／関係機関・団体や保護者との連携 等

◆ 子どもと保護者に対する説明責任等

運営規程の周知／子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明／保護者に対する相談支援等
苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営 等

◆ 緊急時の対応と法令遵守等

緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等 等

放課後等デイサービスガイドライン(H27.4)

①各事業所における「理念」や「目標」に基づく

②事業所の「独自性」や「創意工夫」の尊重

③支援の基本的事項や職員の専門性の確保

⇒放課後等デイサービスを実施するにあたっての基本的事項を示す

⇒ガイドラインの内容を踏まえて、各事業所の実情に応じて創意工夫を図り、事業所の機能及びサービスの質の向上に努める

⇒放課後等デイサービス事業所における自己評価の際に活用されること＝自己評価結果の公表義務

放課後等デイサービスの基本的役割

○子どもの最善の利益の保証

- ・支援を必要とする子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通して、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る

○共生社会の実現に向けた後方支援

- ・子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進める
- ・他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障
- ・放課後児童クラブ等の一般施策を専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけ、必要に応じ連携を図る
- ・一般的な子育て支援施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施（地域の障害児支援の専門機関）

○保護者支援

- ・保護者が子どもを育てることを社会的に支援する側面
 - ① 子どもの育ちを支える力をつけられる支援、② 子育ての悩み等に対する相談、③ 保護者の時間を保障する、ケアを一時的に代行する支援（レスパイト）、保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復

提供にあたっての基本的姿勢と基本活動

①基本的姿勢

- ・子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援
- ・子どもの支援に相応しい職業倫理を基盤として職務に当たる
- ・対象は、心身の変化の大きい小1～高等学校等までの子ども
- ・この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解
- ・放課後等デイサービス計画(＝個別支援計画)に沿って発達支援
- ・①子どもが他者との信頼関係の形成、②友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わう、③人と関わることへの関心、コミュニケーションをとることの楽しさを感じる、④友達と関わりで葛藤を調整する力や主張する力、折り合いをつける力が育つ
- ・基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込む
- ・保護者が気兼ねなく相談できる場になるよう努める
- ・子どもの生活、発達支援の連続性の確保のため学校での個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画の連動等積極的な連携
- ・本人の気持ちに寄り添って支援

②基本活動

基本的姿勢を踏まえた上で、下記の基本活動を複数組み合わせることで支援を行うことが求められる。

ア 自立支援と日常生活の充実のための指導・訓練

子どもの発達に応じて必要となる基本的生活習慣や生活態度を養うための訓練を行う。訓練に際しては、子どもが意欲的にプログラムに関われるように工夫し、成功体験の積み増しにより、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた訓練等を行う場合には、子どもが通う学校で行われている教育活動をふまえ、方針や役割分担等を共有できるように学校との連携を図りながら支援を行う。

イ 創作活動

創作活動では、のびのびと自由な表現をさせ、表現する喜びを通じて、生活を彩る感性を育む。創作活動の実施に際しては、できるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにし、豊かな感性を培う。

ウ 地域交流の機会の提供

障害があるがゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、子どもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域住民との連携、ボランティアの活用などにより、積極的に地域との交流を行っていく。

エ 余暇の提供

自由な時間の中で、本人がやりたい活動を自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるよう工夫

事務所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

①適切な支援の提供と支援の質の向上

- ・運営方針、個別支援計画、日々のタイムテーブルや活動プログラムについてPDCAサイクルで質の向上を図る
- ・支援に関わる人材の知識・技術を高める：研修、意欲喚起
- ・保護者や学校等の関係機関との連携強化

②説明責任の履行と、透明性の高い事業運営

- ・納得感、安心感と高めるために共に考える姿勢、丁寧な説明等
- ・地域社会とのふれあいが必要、地域社会からの信頼獲得、積極的な情報発信

③様々なリスクへの備えと法令順守

- ・健康急変、災害、犯罪等への対応（マニュアルや連携体制）
- ・虐待防止、個人情報保護の徹底等

ま と め

良質な支援の提供こそすべて ⇒ 児発管の重要性

(1) 支援は「人」によって構築される【「人」が支援の質を決める】

- ・スタッフの育成: 一人ひとりの高い意識、職場の雰囲気、知識・スキルUP

(2) 事業所の理念に基づいた支援【理念なき・倒れの支援はOUT】

- ・「発達支援」に関する理念の確立: 報酬は支援の質の対価である

(3) 子どもの権利が保障されている実践【「子ども」を正しく理解する】

- ・養護、成長・発達の保障、子どもの意見・主体性の尊重 等

(4) 障害者の権利が保障されている実践【障害や特性の理解と創造】

- ・障害や特性に応じた合理的配慮の提供、インクルージョンの推進 等

(5) 支援の適切なプロセス管理【個別支援計画は児発管の顔です】

- ・見立て(アセスメント力)、手立て(支援力)、評価力: ガイドライン等の活用

(6) 関係機関と協働した支援【開かれた施設・事業所が質を高める】

- ・相談支援との最強タッグ: 相談と支援は子ども家族支援の車の両輪
- ・関係機関を尊敬し共に歩む、計画は通行手形